

# 子どもの読書活動啓発小冊子「絵本でゆたかな親子の時間」の 活用に関する要項

平成25年10月15日  
課 長 決 裁  
令和5年6月21日  
一 部 改 正

## 1 趣旨

乳幼児から小学校低学年の保護者や読み聞かせボランティアを対象とする研修会等において、子どもの読書活動啓発小冊子「絵本でゆたかな親子の時間」(以下「啓発小冊子」という。)をテキストとして活用する事業主催者に対して、当該小冊子を提供することにより、子どもの読書活動の推進を図る。

## 2 提供の条件

次の(1)から(3)のいずれかに該当する企画を実施する事業であること。

- (1) 幼稚園や保育所、小学校等における保護者対象の研修会、ブックスタート事業、乳幼児健診に付随して行われる「読み聞かせについての説明」など、乳幼児から小学校低学年の保護者を対象とする家庭での読み聞かせの促進を図るための研修会等
- (2) 読み聞かせボランティア又は読み聞かせボランティア活動に関心がある人を対象とした読み聞かせ研修会等
- (3) その他、子どもの読書活動の推進に効果があると認められる研修会

## 3 申込方法

啓発小冊子の提供を希望する事業主催者は、「啓発小冊子「絵本でゆたかな親子の時間」提供申込書」(様式1)を当該事業開催日の15日前(講師の斡旋を希望する場合は30日前)までに青森県教育庁生涯学習課(以下「県生涯学習課」という。)に提出する。

## 4 提供の決定

県生涯学習課において申込書の内容を審査し、「啓発小冊子「絵本でゆたかな親子の時間」提供通知書」(様式2)により通知する。

## 5 受け取り

事業主催者は、提供について通知された後、次のいずれかの方法で啓発小冊子を受け取ることとする。

- (1) 県生涯学習課から宅配便(受取人払い)による発送で受け取る。
- (2) 県生涯学習課又は青森県立図書館で直接受け取る。

## 6 アンケートの提出

事業主催者は、事業終了後「主催者アンケート」（様式3）を県生涯学習課に提出する。

## 7 提供の終了

県生涯学習課が保有する提供用の啓発小冊子に不足が生じた時は、提供を終了する。

## 8 研修会等の講師の斡旋

- (1) 県生涯学習課は、事業主催者からの要請に応じて研修会等の講師の斡旋を行う。
- (2) 斡旋する講師は、読み聞かせ活動の実践者で、啓発小冊子の趣旨及び内容を踏まえ乳幼児期からの家庭での読み聞かせの大切さについての講話や絵本の紹介などを行う。
- (3) 講師の斡旋を希望する事業主催者は、様式1の該当欄を記入し、当該事業開催日の30日前までに県生涯学習課に提出する。